憲法改正発議要件の緩和に反対する会長声明

- 「この憲法の改 9 6 条 は、 日本国 憲法第 1 院の総議員の三分の二以上の 正は、 各 議 で、 玉 会が、 これ 国民に提 を発 議 し、 7 その承認 を経なければならない。 1 認 特 別 \mathcal{O} 玉 民 投票 国会の に は、 又は 投票におい そ る 選 举 の際行はれ る て、 半 数 \mathcal{O} 賛 成 を 必 要 と す る。 と 定め る。
 - さ きの衆議院総選 ろが、 挙で政権 得 た 自 由民主党は、 憲法改正の発議要件 参 各 議 院の総 議員の3分の2以 上の 半数の $\overset{\sim}{\smile}$ れに 5 渦 賛成に緩和し、 ょ 2 易にし لح 法 改 正を 容 ょ う し て いる。 本 玉 憲法改正の 発 議 要 件 が 厳格に す ぎ る 法の改正を う **b**、 主権者たる国民が 憲 カ لح 難に してい る لح うの で を 困 1 あ る。
- 年に 2 日 本 国 憲法は、 人類の 多 わたる 自 得 の努力の成果と 第 世界 2 次 大戦の 未 という \mathcal{O} 犠 牲 厳粛な歴 史 的 経 過を踏 ま れた。 重、 7 制 定 さ 基本的人権 \mathcal{O} 尊 玉 民 主 び恒久平和主義を規定し て、 権 お ょ 玉 家権 その権 力に縛 り をかけ る _ とに ょ り、 力の や濫用 から国民の基本的人権を擁 横 暴 護 極めて重要な役割を果たしている(立憲 主義)。

ところが、 その時々の政治的多数派の意 ょ り 容 易に憲法改正がなされると、 基本的な在り方が著しく不安定となり、 憲 主義が大 きく 後退して、 基本的人権の しかねない。憲法改正に 障 が 形 骸 化 おいてはもちろんのこと、 ては、 玉 会に 相互間においても、 充実した慎重な議論 を尽くす ことが求められる。

そこで、日本国憲法は、憲法改正についての国会の発議要件について、法律の制定や改正とは異なり、時々の政治情勢によっ

て容易に変動し得る総議員の過半数では足りないものとし、充実した慎重な議論を尽くして形成される国民の安定的な多数意見を反映すべく、総議員の3分の2以上としたものである。

3 そして、このような日本国憲法の規定は 諸外国の憲法改正規定と比較してみても、 特段厳格なものとはいえない。

例えば、欧米諸国の代表的な例をあげると、米国では連邦議会の3分の2以上の決議と4分の3以上の州議会の承認、ドイツでは連邦議会の3分の2以上が憲法改正に対策の3分の2以上の決議が憲法改正に対策とされている。アジア諸国をみピピンに韓国は我が国と同様の要件、フィビと決策が必要となっている。

このように、現代の世界の趨勢を見ても、日本国憲法第96条の改正を正当化する合理的理由はない。

4 以上のことから、当会は、我が国の最高法規であり、国民の基本的人権を保障する日本国憲法の改正発議要件の緩和には強く反対する。

2 0 1 3 年 (平成25年) 6

月 2 5 日

福岡県弁護士会会長橋本千尋